

あいぽーとNEWS 速報！熊本市6番目となる認定NPO法人が誕生!!

2022(令和4)年2月25日、熊本市では「特定非営利活動促進法」に基づき、下記法人を「認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)」として認定しました。
熊本市所管では6番目となる認定NPO法人です。

NPO法人 ポピンズくまもと

【代表者】内田良介理事長
【事務所所在地】熊本市南区畠口町2260番地
【設立】2019(令和元)年10月1日

【法人の目的と事業】

この法人は、主として熊本県下の子どもと家族に対して、家族心理臨床の視点から各種の相談と支援に関する事業を行う。併せて子どもの最善の利益の為に、地域の様々な社会資源をつなぐネットワークの要になることを目指す。

この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童家庭支援センターの運営及び児童相談事業
- (2) 児童虐待の未然防止のための啓発活動及び文化活動事業
- (3) 子どもと家族支援に関するその他の諸活動事業



*画像は設立認証時のものです

認定NPO法人とは NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するもので、一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人です。認定NPO法人は、様々な税制の優遇を受けることができ、より信頼できるNPO法人として、これまで以上に様々な方々からの支援を受けながら、今後の団体及び市民公益活動の発展が期待されます。

2022(令和4)年度 あいぽーと NPO法人関連事業予定



2022年3月現在、開催日程の調整中です。詳細は、後日お届けするチラシや情報誌、あいぽーとHPでご確認ください。

NPO法人向け 無料専門相談会 (2022年度) のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！是非ご利用ください。【要予約:1週間前まで】
*なお、新型コロナウイルス感染症対策により中止となる場合もございますので、事前にお問い合わせください。

NPOのための会計・税務 無料相談会 【毎月 第3火曜日 13:30~16:00】

日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など...
初歩的な疑問から専門的な相談まで、南九州税理士会の専門家が、日頃の悩みにお応えします!!

NPOのための労務管理 無料相談会 【毎月 第3水曜日 13:30~16:00】

労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用に関する疑問など、熊本県社会保険労務士会の専門家が、労務管理のご相談にお応えします!!

NPOのための資金づくり&法人運営 無料相談会 【毎月 第4火曜日 13:30~16:00】

事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わる様々なお悩みに、一般財団法人くまもと未来創造基金のスペシャリストがお応えします!!

あいぽーと NPO法人情報誌

ばってん

Vol.5
2022
4月

発行：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと1F
TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830 E-Mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL http://www.kumamoto-aiport.com/ FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

- 2021(令和3)年度下期 設立法人
- NPO法人設立説明会・設立相談窓口のご案内
- 【特集】解散手続きのPOINT
- 【あいぽーとNEWS】速報!熊本市6番目となる認定NPO法人が誕生!!
- 2022(令和4)年度NPO法人関連事業予定・無料専門相談会のご案内

New Face

2021(令和3)年度下期 設立法人



特定非営利活動法人 ふあんらいふ 設立認証：2021年10月28日

【目的】この法人は、在宅の障害を持つ方々に対して就労支援活動を行い、地域で自立した生活を営むことができるように支援することで障害者福祉の推進に寄与することを目的とする。

【代表者】前田 修理事長 【事務所所在地】熊本市南区

NPO法人 川尻スポーツクラブ 設立認証：2022年2月21日

【目的】この法人は、川尻地域を中心とした住民及びこの法人の目的に賛同する者に対して、スポーツ活動、文化活動、まちづくりに関する活動を行い、健康づくり、世代間交流、生涯スポーツ・文化の推進及び青少年の育成に寄与することを目的とする。

【代表者】永田啓介理事長 【事務所所在地】熊本市南区



あいぽーとより、NPO法人の設立をご検討中のみなさまへ

2022(令和4)年度 NPO法人設立説明会 in あいぽーと

NPOのキホンからまなぶ

NPO入門・基礎編 5/1(日) 8/6(土) 11/6(日) 2/5(日)

定款から事業計画・予算まで

設立認証申請書類作成編 5/3(火) 8/20(土) 11/12(土) 2/18(土)

NPO法人設立相談窓口 毎月第2金曜日 10:00~12:00
開設中 (1団体につき1時間程度)
事前予約制 毎月第4金曜日 14:00~16:00

詳細は、熊本市市民活動支援センター・あいぽーと (☎096-366-0168) まで

熊本市所管の法人数 (2022年2月現在) 認証法人：301法人 内 認定法人：6法人

特集

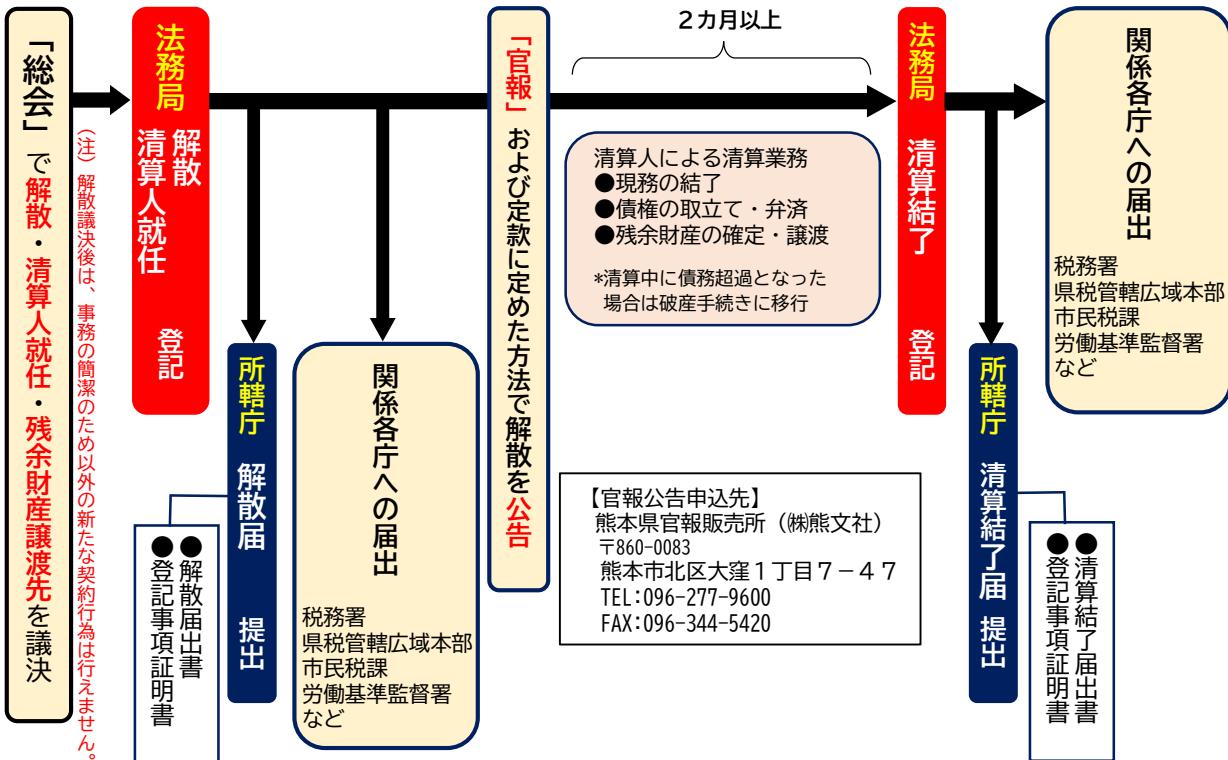
いまのうちから知っていても損はない！ 解散手続きのPOINT

「会員の減少で活動が困難になった…」 「活動停止の状態が続いている…」 「活動の目標達成の目処がたった…」
さまざまな理由で、法人の解散を検討しているところも増えています。
法人として設立した以上、解散するにあたって社会的責任をもって手順を踏んでいく必要があります。
今回はNPO法人としての『解散』手続きのポイントなどをご説明します。

法に定められたNPO法人の解散の事由（特定非営利活動促進法 第31条第1項）

① 社員総会の決議	解散の理由は問わない。総会において、 解散、清算人の選出、残余財産の帰属先 の決議を行う。
② 定款で定めた解散事由の発生	法に定められた事由の他、法人独自に定款で定めている場合。「〇年〇月〇日をもって解散する」、「社員（正会員）の数が20名未満となったときに解散する」など。
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について成功する見込みがなくなり、法人の存在意義がなくなってしまったような場合に、 所轄庁の認定を受けて 解散することができる。ここでいう「不能」とは、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることになる。そのため、単に人材不足や資金不足といった 法人の主観的な事情では「不能」であるとの認定を受けることはできない 。 例として、絶滅危惧種であった生物の保護を目的として設立した法人であったが、その生物が完全に絶滅してしまったことが判明し、今後保護のしようがない場合などが考えられる。
④ 社員の欠亡	欠乏ではなく「欠亡」。NPO法上の社員がひとりもいなくなった場合をいう。法務局で解散登記をする際は、 社員の欠亡を証明する書類(全社員の退会届等) が必要となる。
⑤ 合併	新設合併または吸収合併による解散。合併により存続または新設する法人は、主たる事務所を設置する所轄庁の認定が必要。
⑥ 破産手続き開始の決定	法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続き開始の決定をした場合の解散。
⑦ 法の規定による、認証の取消し	以下の場合に、所轄庁は設立認証を取り消すことができる。 (1) 改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき。 (2) 事業報告書等の提出書類を3年以上にわたって提出しないとき。 (3) 法令に違反した場合であって、改善命令によっては改善が期待できないことが明らかであり、かつ、他の方法によっては監督の目的を達することができないとき。

総会決議による解散の流れ



解散手続きにとりかかる前に、まず確認を！

Check!

①登記事務は滞りなく行われていますか？

法務局における「解散登記」までスムーズに完了できるかどうか、解散手続きにおける大きなポイント。過去に登記事項に変更があっても、変更登記が行われていなかったりすると、なかなか解散登記まで辿り着くことができません。

特に「**役員変更登記**」（任期満了毎の変更登記）を怠っていたため、役員不在という状況になってしまっていて、解散総会を開催したところで、それが無効とされる事案も多く生じています。

まず「**登記事項証明書(履歴事項証明書)**」を取得して、登記事務に怠りがないかどうか確認することをお勧めします。

②定款で確認してみましょう

●総会で解散を議決できるだけの人数は揃えられるのか

通常の総会は、社員総数の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決することができますが「解散」の議決は、定款に特別の定めがない限り、**社員総数の3/4以上の承諾**が必要です。(法第31条の2)

●残余財産の帰属先は？

NPO法人の場合、解散時に残った資産を法人内部で分配することはできません。法により以下の譲渡先が定められています。(法第11条第3項)

- (1) 他のNPO法人
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 学校法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 更生保護法人

定款に、特定の団体に譲渡すると定めている法人もあれば、「解散総会で決める」と規定している法人もあります。事前に自法人の定款を確認して、必要であれば総会で議決します。
また、譲渡先を定款に定めていない法人は、「**残余財産譲渡認証申請書**」を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡することができます。
さらに上記の方法で処分されない財産については、国庫に帰属することになります。

解散手続き Q & A

Q. 解散後も任意団体として活動を継続するため、財産を引き継ぎたい。

A. 任意団体に財産を引き継ぐことはできません。解散後の法人の残余財産の譲渡先は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げられた者に限られています。

Q. 清算人は誰がなってもいいの？

A. 原則として**理事**が就任します。ただし、定款に規定したり、または総会において理事以外の者を選任することも可能です。
また、清算中に清算人の交替や増員があった場合は、法務局にて清算人兼任の登記を行った後に登記事項証明書を取得し、所轄庁へ「**清算人兼任届出書**」を提出します。

Q. 官報への公告は必ずしなければいけない？ 債権者がいないと思われる場合でも？

A. 官報への公告は、特定非営利活動促進法により義務付けられています(第31条の10)。債権者がいないと思われる場合でも同様です。
清算人は、解散後速やかに、債権者に対して一定期間(2カ月を下回らない)に請求を申し出るよう催告する内容の公告を官報に掲載し、定款で定められた方法で公告をする必要があります。
なお、官報への公告掲載料については、文字数によって変わりますが、30,000~40,000円くらいが一般的なようです。